

◎中学校完全給食実施等検討特別委員会の審議内容について

平成 29 年 6 月 12 日に開催された中学校完全給食実施等検討特別委員会において、実施方式決定にあたって、同委員会の中間審査報告についての審議が行われました。この中間審査報告は、6 月 16 日に開催される平成 29 年 6 月定例議会本会議において、報告される予定です。

主な内容は次のとおりです。

* 注意

次の内容は、傍聴用資料と、教育委員会事務局による審議内容の聞き取りをもとに記載したものであり、正式なものではありません。

【中学校完全給食実施等検討特別委員会 中間審査報告の主な内容】

- 1 生徒たちの望ましい昼食について
 - (1) 生徒たちの健やかな成長・発達のために必要、かつ、おいしく、楽しく、喜ばれる昼食が提供できること。
 - (2) 市立学校に在学する全ての生徒に対し完全給食としての学校給食を実施すること。
 - (3) 食育の観点から、栄養バランスを考慮し、旬の地元の食材をできるだけ使用すること。
- 2 本市の財政状況について
厳しい財政状況を踏まえ、整備に係る経費から運営に係る経費までのトータルコストを考慮し、財源を確保するよう努めること。
- 3 食の安全・安心について
 - (1) 学校給食衛生管理基準を満たすとともに、食に関する事故（食中毒や異物混入）の発生防止に資するものとする。
 - (2) アレルギー対応食を提供するための設備は安全性を確保すること。
- 4 給食室整備の実現性について
 - (1) 学校・教育活動への影響は可能な限り抑えるようにすること。
 - (2) ひとつの方式による実施に固執せず、組み合わせ方式による実施も考慮すること。

5 全校への提供時期について

提供開始時期については、できるだけ早期に開始し、学校により差がでないように考慮すること。

6 児童生徒数の増減について

学校ごとの生徒数の増減に対して対応可能となるよう考慮するとともに、本市全体で今後、生徒数の著しい減少が想定されるが、施設整備において、将来的に過剰な投資とならないようにすること。

7 市内経済への影響について

食材調達、配送、施設整備について、市内経済にいい影響となるような工夫をすること。